

あいのりタクシーの実証実験内容

期 間 令和5年7月3日(日) から 令和5年12月31日(日)まで

まずは利用登録 利用にはご本人による登録が必要となります。※代理登録はできません。
本庁介護福祉課、支所住民生活課にて申請書を記入し、マイナンバーカードを登録する。

登録に必要な物：マイナンバーカード、運転経歴証明書、障害者手帳関係
※昨年度登録された方は、再度の登録を行わずにご利用いただけます。

マイナンバーカードを活用した「あいのりタクシー」を利用するには？

- 1 予約** タクシーの予約時に、マイナンバーを活用した「あいのりタクシー」事業を利用することを伝える。
- 2 乗車** 乗車時にマイナンバーカードをかざす。(2人以上登録者がいる場合は続けてかざす)
- 3 降車** 降車時に助成適用後の運賃を支払う。

助成条件について

対象運行：・みさきタクシー、さくらじまコアラタクシーの利用であること。
(さくらじまコアラタクシーについては、相乗りはできません)
※さくらじまコアラタクシーは介護度・障害のある方のみを対象となります。
ご利用の際は事業所へお問い合わせください。
・乗車または降車場所のいずれかが錦江町内であること。
※介護タクシー、重度身体障害者タクシー利用助成とは併用できません。

助成回数：700円 × 12回 (妊産婦・未就学児は、1人につき3,000円 × 12回)
その他：当該事業と紙の福祉タクシー利用券を併用できます。

利用者負担額について

・登録者の乗合人数によって利用者の負担額が変わります。
※**降車場所が同じ場合でのみ、複数人での利用が可能となります。**

利用者負担額の例：メーター運賃が2,500円の場合

1人で乗ると	2人で乗ると	3人で乗ると	4人で乗ると
助成金額 700円 利用者負担 1,800円	助成金額 1,400円 利用者負担 1,100円	助成金額 2,100円 利用者負担 400円	助成金額 2,500円 利用者負担 0円

・2人以上乗車した際にメーター運賃が助成金額以下の場合、運賃の全額を助成します。

お問い合わせ先：本庁介護福祉課 ☎ 22-3042 支所住民生活課 ☎ 25-2511

あいのりタクシー 実証実験



対象者 (いずれかにあてはまる方)

- 70歳以上の全ての方
- 介護度が要支援1~要介護5の方
年齢制限40~69歳/第2号被保険者を含む
- 障がい者手帳をお持ちの方
身障1級(視覚・下肢・体感機能障害の場合は2級)
療養総合判定A1またはA2/精神1級
- 難病指定を受けられている方
- 妊産婦・未就学児
妊産婦:申請時に妊娠、出産後1年以内の者
未就学児:1歳~小学校入学前までの児童
- 免許を所持していない方
外国人・免許返納者を含む

対象運行

- 乗降場所のいずれかが錦江町であること
- みさきタクシーかさくらじまコアラタクシーの利用であること(さくらじまコアラタクシーについては、相乗りできません)
※さくらじまコアラタクシーは、介護度・障がいがある方のみ対象となります。ご利用の際は事務所へ問い合わせをお願いいたします。

利用回数

700円 × 12回

※妊産婦・未就学児は1人につき
3,000円 × 12回

実施期間

令和5年7月3日(月)~12月31日(日)
登録開始は 令和5年4月3日(月)から

通院に!

買い物に!

マイナンバーカードをかざして乗車

